

第 48 回高知県消費生活審議会 議事要旨

日 時：平成 26 年 7 月 25 日（金） 13:30～15:00

場 所：高知共済会館 3 階 藤

出席者：（委員）

西岡委員、廣末（純）委員、津野委員、小原委員、土ヶ内委員、久保委員、
廣末（幸）委員、細居委員、下元委員、山中委員、青木委員、田中委員、濱田委員
（事務局）

岡崎文化生活部長、武田県民生活・男女共同参画課長、橋本県立消費生活センター次長、
竹崎教育委員会高等学校課課長補佐 他

概 要：

1 開 会

事務局職員司会のもと、開会。

委員 14 名中 13 名の出席で審議会は成立。

2 部長挨拶

岡崎文化生活部長から挨拶。

3 委員紹介

委員紹介後、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、委員名簿、会議の資料、発言内容の公開について委員了承。

4 協議事項

消費者教育に関する実態調査について

武田 県民生活・男女共同参画課長から説明。

以上の説明を受けて、次のような質疑応答や意見があった。

◆県民世論調査の調査対象の人数はどのくらいか。また、消費生活に関する質問数はどのくらいか。

⇒ 調査対象の人数は、3,000 人程度。消費生活に関する質問数は、6 問。

◆事業者に対する実態調査については、よほど調査内容を検討しておかないと、何もしていないという回答が大半になったり、回答率が大変少なくなるなど、結果が出ないことになるのではないかと懸念する。

⇒ 実態調査の手法については事務局内でも議論があったところである。どんな手法で調査を行えば、調査を受ける事業者の負担が少ない形で、現状が分かるのかを聴かせていただ

ければと考え、本日の議題にしたところである。

- ◆どのような事業者を対象に実態調査を行うのか。大きな事業者であれば、消費者教育に係る取り組みもある程度行っていると思うが、中山間部の小さな商店に消費者教育に係る実態を聞きに行くといっても受けてくれる事業者があるか心配である。
⇒ 消費者教育に関する基本的な方針として、全国こんな形で消費者教育を進めていこうという基本的な考え方は、国により示されている。その中で、消費者教育の推進の内容として、事業者に関するものもあり、そうした内容について、具体的にどのような形で進めていけばいいのかを検討するための資料としたいというのが、今回の実態調査の主眼であるので、そうした視点で調整させていただきたいと考えている
- ◆資料2の調査内容を見ると、本当に漠然としていて何を答えたらいいのか学校現場も困るのではないかと感じるが、偽ブランドのホームページにアクセスして偽ブランドの財布を買ってしまったというニュースが報道されるなど、現代的な課題の中にあって、こうした教育（消費者教育）にも積極的に取り組んでいかなければならないと思う。
- ◆消費者教育を推進しなければならないときに、審議会委員の皆さんに、高知県で今どういう課題があるのかという課題意識を出してもらって、その課題に応えるために必要な調査は何かという形で検討していく必要があるのではないか。
- ◆4ページの資料のイメージマップを整理していけば、消費者側の課題も浮かび上がってくるし、生産者や販売者側の課題も浮かび上がってくるので、これを整理しまとめていけば、質問項目がまとまるのではないか。
- ◆イメージマップの中に、「小学生期」というのがあるが、小学校の低学年と高学年では全然違うので、これを一括りにして「小学生期」とするのではなく、小学校の低学年と高学年に分ける形に持って行っていただきたい。
⇒ どういう形に分けるかについては、発達段階に応じてどういうものが必要か、教育現場の意見をお聴きしたうえで決めていきたいと考えている。
- ◆ライフステージによって体系的、総合的な計画を策定することが政府の趣旨であると思うが、私としては、高校生と高齢者が重要であると考えている。今回ご提案の実態調査は、高齢者を対象とするものがないので、包括支援センターの職員さんや民生委員さんにアンケートや聴き取り調査を行ってはどうか。また、学校対象の実態調査について、小中高一括りになっているが、高校生はしっかりと行っていただきたい。

消費生活に関する実態調査については、個別に関係委員と調整のうえ、調査の項目及び方法を

決めることで、委員了承。

5 報告事項

(1) 消費生活相談の状況について

橋本 県立消費生活センター次長から説明。

(2) 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律について

武田 県民生活・男女共同参画課長から説明。

以上の説明を受けて、次のような意見があった。

◆悪質な事業者が、消費者をだまして利益が出るまで不当な表示をしている。そうした中で、課徴金制度は大変効果的であると考える。

6 消費生活条例 34 条 3 項に基づく委員の指名について

消費生活条例 34 条 3 項に基づき、田中会長が、「会長代理」に濱田委員を指名。

7 閉 会